

生駒市規則第 25 号

生駒市行政組織規則及び生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 14 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則及び生駒市会計規則の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「経済振興課 農林係 商業観光係 企業支援係  
高山竹林園」を「経済振興課

農林係 商業観光係 企業支援係」に改める。

第 10 条の 4 商業観光係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 高山竹林園の管理及び運営に関すること。

第 10 条の 5 を削る。

第 16 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 47 条第 1 項中「、高山竹林園」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第 2 条 生駒市会計規則（昭和 48 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、高山竹林園所長」を削る。

別表第 1 高山竹林園所長の部を削る。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。